

青竹 美佳

高等司法研究科・准教授

[研究]

1. 平成28年度は、科学研究費助成事業「無縁社会における相続法理論の構築」(課題番号25870979)の最終年度であり、相続法において、内縁配偶者が立法および解釈においてどのように位置づけられるべきかということ、相続法改正の中間試案や判例等をもとに検討した。成果は、阪大法学66巻6号(2017年3月)35頁に、「相続における内縁配偶者の法的地位について」(単著)として公表した。

2. 意思表示の錯誤についての規定(民法95条)を遺言に適用する場合に、判例および確立された錯誤の判断基準が修正を受けると否かという問題を、公正証書遺言を錯誤により無効とした事例(さいたま地熊谷支判平成27・3・23)をもとに検討した。錯誤の規定を遺言に適用する場合には、契約の場合と異なり、相手方の信頼保護を考慮する必要がないとする通説には再検討の余地があるとの分析を行った。成果は、現代民事判例研究会編『民事判例13』112頁および私法判例リマークスNo.54、74頁に公表した。

[教育]

法学部では「民法1」(民法総則・物権総論)、「民法4」(家族法)およびフレッシュマンセミナーを担当した。高等司法研究科では「民法基礎4」(家族法)を担当した。また、研究生の大学院入試指導を行った。

[管理運営]

資料室委員、ハラスメント相談委員、FD委員、パンフレット作成委員を担当した。

[社会貢献]

日本家族(社会と法)学会の企画委員として、学会のシンポジウムの企画を担当した。